

番号	項目	検査実施項目		着目すべき水源の種別等
		原水	浄水	
1	アンチモン及びその化合物	2回/年		水源が河川水・湖沼・地下水である場合
2	ウラン及びその化合物	2回/年		水源が河川水・地下水である場合
3	ニッケル及びその化合物		2回/年	使用する資機材及び薬品の観点から
5	1,2-ジクロロエタン			水源が地下水である場合
8	トルエン			水源が地下水である場合
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	2回/年		水源が河川水・湖沼・地下水である場合
10	亜塩素酸			使用する資機材及び薬品及び消毒副生成物等の観点から
12	二酸化塩素			使用する資機材及び薬品及び消毒副生成物等の観点から
13	ジクロロアセトニトリル		2回/年	消毒副生成物等の観点から
14	抱水クロラール		2回/年	消毒副生成物等の観点から
15	農薬類	2回/年		水源が河川水・湖沼・地下水である場合
16	残留塩素		1回/日	消毒副生成物等の観点から
17	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	基準項目と同一		水源が河川水・湖沼・地下水である場合
18	マンガン及びその化合物	基準項目と同一		水源が河川水・湖沼・地下水である場合
19	遊離炭酸	2回/年		水源が河川水・湖沼・地下水である場合
20	1,1,1-トリクロロエタン	2回/年		水源が河川水・湖沼・地下水である場合
21	メチル-tert-ブチルエーテル			水源が地下水である場合
22	有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	2回/年		水源が河川水・湖沼・地下水である場合
23	臭気強度（TON）	2回/年	2回/年	水源が河川水・湖沼・地下水である場合、使用する資機材及び薬品及び消毒副生成物等の観点から
24	蒸発残留物	基準項目と同一		水源が河川水・湖沼・地下水である場合
25	濁度	基準項目と同一		水源が河川水・湖沼・地下水である場合及び消毒副生成物等の観点から
26	pH値	基準項目と同一		水源が河川水・湖沼・地下水である場合及び使用する資機材及び薬品の観点から
27	腐食性（ランゲリア指数）	2回/年	2回/年	水源が河川水・湖沼・地下水である場合
28	従属栄養細菌	2回/年	2回/年	水源が河川水・湖沼・地下水である場合
29	1,1-ジクロロエチレン			水源が地下水である場合
30	アルミニウム及びその化合物	基準項目と同一		水源が河川水・湖沼・地下水である場合

農薬類

番号	項目	検査実施項目		選 定 理 由
		原水	浄水	
24	オキサシクロメホン	2回/年		対象農薬リスト掲載農薬類120項目より選定。 （千葉県、茨城県で使用される水稲用農薬で主なもの） （および近隣事業者で下限値以上の値を示した項目）
37	グリホシネート	2回/年		
59	ダイムロン	2回/年		
66	テルフルトリオン	2回/年		
75	ピラクロニル	2回/年		
84	フェリムゾン	2回/年		
89	ブタクロール	2回/年		
88	フサライド	2回/年		
93	プレチラクロール	2回/年		
99	プロモブチド	2回/年		
103	ベンゾフェナップ	2回/年		